

愛知医科大学学生の自動車による通学及び駐車の規制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学構内における車両の規制に関する規程第12条の規定に基づき、医学部及び看護学部の学生（以下「学生」という。）の駐車に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「構内」及び「指定駐車場（愛知医科大学（以下「本学」という。）の駐車場のうち、学生が駐車可能なものとして本学が指定するものをいう。以下同じ。）」とは、別図のとおりとする。

2 この規程において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。

(自動車通学及び駐車の規制)

第3条 自動車による通学（以下「自動車通学」という。）及び構内における駐車は、許可された者に限り、認める。

(構内への乗入禁止)

第4条 学生は、構内に自動車を乗り入れてはならない。ただし、入構しなければならない特別な理由のある者で、あらかじめ学長に入構許可願（様式1）を提出し、その許可を受けたものはこの限りでない。

2 前項ただし書により入構することを許可された者には、特別入構許可証（様式2）を交付する。

(自動車通学申請の要件)

第5条 自動車通学の許可を申請しようとする者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 使用する自動車が、本人又は正保証人の所有であること。
- (2) 使用する自動車に任意保険をかけていること。
- (3) 過去1年以内に運転免許停止の処分を受けていないこと。
- (4) 使用する自動車が、法定自動車検査に合格した状態のものであること。
- (5) 本学が主催する交通安全講習会を受講していること。

第6条 削除

(許可申請手続)

第7条 第5条の要件を備えている者で自動車通学の許可を受けようとするものは、自動車通学許可願（様式3。以下「許可願」という。）を学長に提出しなければならない。

2 前項の許可願の提出の際には、次の各号に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 自動車検査証
- (3) 任意保険契約書

(自動車通学許可)

第8条 学長は、前条の許可願が提出されたときは、届出内容を確認し、許可又は不許可を決定する。

(自動車通学許可証)

第9条 学長は、自動車通学を許可された者（以下「自動車通学者」という。）には、自動車通学許可証（様式4。以下「許可証」という。）を交付する。

2 許可証の有効期間は、許可日から最初の4月30日までとする。

3 既に許可を受けた者で、許可願の記載事項に変更があつたときは速やかに変更届（様式5）に許可証を添えて学長に届け出なければならない。

4 許可証を紛失し、又は著しく損傷したため再交付を受けようとするときは、自動車通学許可証再交付願（様式6）を学長に提出しなければならない。

5 自動車通学を取り止めた者は、自動車通学許可証返却届（様式7）に許可証を添えて学長に届け出なければならない。

(駐車方法及び許可証の提示)

第10条 自動車通学者は、指定駐車場（別図）に駐車しなければならない。

2 自動車通学者が、指定駐車場に駐車するときは、許可証を、車両に備えておかなければならない。

(駐車場使用料)

第11条 自動車通学者は、別表に定める駐車場使用料（以下「駐車料」という。）を一括納入しなければならない。

2 第9条第5項の規定により届け出た者には、届け出のあつた月の翌月分からの駐車料を返還する。

(職員又は整理員の指示)

第12条 自動車通学者は、職員又は整理員の指示に従わなければならぬ。

(運転者の遵守事項)

第13条 運転者は、法を遵守し、交通事故を起こすことのないよういかなるときでも交通事故を未然に防ぎ得る態勢で運転しなければならない。

2 運転者は、交通事故があつた場合は、直ちに法に従つた手続を取らなければならない。この場合において、人身事故を起こしたとき又は法違反により刑事処分を受けたときは、本学に報告しなければならない。

3 運転者は、構内及びその周辺では、特に次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 歩行者には、充分注意すること。
- (2) 時速30キロメートル以内で走行し、追い越しをしないこと。
- (3) 騒音防止に留意し、みだりに警笛を鳴らさないこと。
- (4) 標識及び標示に従うこと。

4 運転者は、指定駐車場では、特に次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 指定駐車場の出入口では、必ず一旦停車すること。
- (2) 施設及び標識等を損傷しないこと。
- (3) 危険物を積載したまま駐車しないこと。
- (4) 駐車中は、車輛に必ず施錠し、貴重品は、車内に入れておかないこと。

(路上駐車禁止)

第14条 運転者は、構内周辺の道路上には、駐車してはならない。

(違反者に対する処置)

第15条 第3条、第4条第1項本文、第10条、第12条、第13条第2項から第4項まで及び前条の規定に違反した者には、文書により、通告する。

2 前項により通告された者は、速やかに本学に出頭しなければならない。

(罰則)

第15条の2 第3条、第4条第1項本文、第10条、第12条、第13条第2項から第4項まで、第14条及び前条第2項の規定に違反した者は、別に定める要項により懲戒することができる。

(許可の取消)

第16条 この規程に違反した者、提出書類に虚偽の記載があつた者又は学長が不適当と認めた者に対しては、許可の有効期間内にかかわらず、許可の取り消し等の処分をすることがある。

(事故の責任)

第17条 本学は、通学途上及び駐車中の車輛の盜難その他の事故について責任を負わない。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月8日一部改正）

この改正は、昭和58年9月8日から施行する。

附 則（昭和59年1月9日一部改正）

この改正は、昭和59年1月9日から施行する。

附 則（昭和63年7月14日一部改正）

この改正は、昭和63年7月14日から施行する。

附 則（平成6年5月1日一部改正）

この規程は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成7年5月1日一部改正）

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日全部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日全部改正）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行前に、自動車通学者が、改正前の愛知医科大学学生の自動車による通学及び駐車の規制に関する規程第11条第1項の規定に基づき支払った駐車場使用料は、改正後の愛知医科大学学生の自動車による通学及び駐車の規制に関する規程第11条第1項の規定に基づき支払った駐車場使用料とみなす。

別表 駐車場使用料（第11条関係）

自動車の種類	金額（月額／税別）
普通自動車	3,500円

別図 構内及び指定駐車場

